

「広島県食品安全推進リーダー」の育成について（案）

第1 趣旨

本県では、「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン（平成27年3月策定）」に基づき、食品衛生や食品表示に関する正しい知識を広めるための核となる消費者を「広島県食品安全推進リーダー」として育成することとしている。

ついては、従来から地域において食生活の改善等の活動を行っている食生活改善推進員に、食品安全に関する地域の推進リーダーとしての役割を付加することにより、広島県食品安全推進リーダーを増やすこととしたい。

第2 内容

県協議会総会、地区協議会総会等開催時に県又は県内保健所が行う講習を「広島県食品安全推進リーダー育成講習」に充てることとし、受講者を「広島県食品安全推進リーダー」とする。講習内容は食品衛生や食品表示等の食品の安全に関わる内容とする。

第3 リーダーの主な役割

地域のイベントや料理講習等において、食品の安全に関する基本的事項に関する啓発資料を配布し、注意喚起すること。

第4 事務について

(1) 食生活改善推進協議会事務局（市町担当課）

- ・地域で行う講習の開催、調整（各地区協議会総会、食生活改善推進員養成講座等）
- ・食品安全推進リーダーの名簿の管理・人数の年度報告
- ・啓発資料の配布

(2) 広島県（食品生活衛生課）

- ・啓発資料の作成・事務局への配布
- ・講師の調整
- ・受講証の作成
- ・食品安全推進リーダー育成人数の各年度確認

(3) その他

- ・講習の講師は、広島県・呉市・福山市の各保健所又は食品生活衛生課から調整する。

（*開催地による。）